

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県が所管する 6 町域の地域ごとの景観の特性や土地の利用の状況を踏まえ、よりきめ細かな規制とするため、地域区分および基準を見直す必要があることおよび老朽化した広告物の増加に伴い安全対策を強化する必要があることから、必要な規定の整備を行うため、滋賀県屋外広告物条例（昭和 49 年滋賀県条例第 51 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 県の責務、広告主および屋外広告業者等の責務ならびに県民の責務を新たに設けることとします。（第 2 条の 2 から第 2 条の 4 まで関係）
- (2) 公衆便所およびガスタンク、水道タンクその他のタンク類を禁止物件から削除する等禁止物件について、必要な見直しを行うこととします。（第 4 条関係）
- (3) 広告物を表示し、または掲出物件を設置してはならない地域または場所を廃止するとともに、県が所管する 6 町域で、広告物を表示し、または掲出物件を設置しようとする者は、地域の区分ごとに定められた基準により知事の許可を受けなければならないこととします。（第 5 条関係）
- (4) 良好な景観を形成し、または風致を維持するため特に必要があると認められるときは、知事が指定する地域について、(3) の基準を強化し、または緩和することができることとします。（第 5 条関係）
- (5) 禁止物件および許可の適用除外となる広告物または掲出物件について、必要な見直しを行うこととします。（第 8 条関係）
- (6) 次に掲げる広告物または掲出物件の区分ごとに経過措置期間を定めることとします。（第 9 条関係）
 - ア 簡易広告物またはその掲出物件 1 年
 - イ 自家用広告物（簡易広告物を除く。）またはその掲出物件 10 年
 - ウ アおよびイに掲げる広告物または掲出物件以外の広告物または掲出物件 3 年
- (7) 許可の申請に係る広告物または掲出物件を管理する者は、県内に住所または事務所もしくは事業所を有する者でなければならないこととします。（第 10 条関係）
- (8) 公共的広告物等および優良広告物の認定制度を新たに設けることとします。（第 15 条の 2 および第 15 条の 3 関係）
- (9) 点検義務（第 16 条の 2 関係）
 - ア 一部の広告物または掲出物件を除き、広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者またはこれらを管理する者は、当該広告物または掲出物件の損傷、腐食その他の

劣化の状況について点検を行わなければならないこととします。

イ 点検を行うときは、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する試験に合格した者等が行わなければならないこととします。

(10) 違反に対する措置（第 17 条の 2 から第 18 条まで関係）

ア 知事は、この条例に違反した広告物または掲出物件（以下「違反広告物等」という。）を表示し、もしくは設置し、または管理する者に対し、当該違反広告物等の表示もしくは設置の停止を勧告し、または当該違反広告物等の除却その他必要な措置をとるべき旨を勧告することができることとします。

イ 知事は、勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったとき等は、当該違反広告物等にこの条例に違反する旨を表示することができることとします。

ウ 知事は、勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができることとします。

エ 知事は、ウに規定する場合のほか、公衆に対する危害を防止するために特に必要があると認めるときは、違反広告物等を表示し、もしくは設置し、または管理する者に対し、5 日以上を定め、当該違反広告物等の除却その他公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができることとします。

(11) 広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者もしくはこれらを管理する者から報告もしくは資料の提出を求めることができることとします。（第 21 条関係）

(12) 他の法令により規格もしくは基準が定められている広告物または掲出物件のみの表示または設置を行う営業を営もうとする場合は、知事の登録を受けることを要しないこととします。（第 23 条関係）

(13) 罰則に係る規定の見直し（第 31 条関係）

ア (10)ウまたはエの知事の命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処することとします。

イ 必要な認定を受けずに、(8)の認定を受けた公共的広告物等を改装し、または改造した者は、30 万円以下の罰金に処することとします。

ウ (11)の報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をした者は、20 万円以下の罰金に処することとします。

(14) その他

ア この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、イの一部は、公布の日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

エ その他必要な規定の整備を行うこととします。